

温泉法の一部を改正する法律の概要

環境省

法律改正の必要性

温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の危険性

(平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等)

<現行の温泉法の法目的>

温泉の保護及びその利用の適正(可燃性天然ガスによる災害防止は対象外)



<今回の法改正>

法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付ける。

改正案の概要

1. 目的の改正

従来の目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

2. 温泉の採取に伴う災害の防止

(1) 温泉の採取の許可制の新設(第14条の2)

- 温泉の採取を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生していない温泉((2)の確認を受けたもの)については、許可を受けることを要しない。
- 許可基準は、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」とする。

<技術基準の内容(環境省令)>

- ・温泉水とガスの十分な分離、周辺の火気使用禁止 等 (屋内、屋外共通)
- ・ガス換気設備の設置、ガス警報設備の設置 等 (屋内)
- ・基準に適合することについて都道府県職員による実地の確認 (屋内)

(2) 災害防止措置が必要ない旨の確認(第14条の5)

温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができるとしている。

<確認基準の内容(環境省令)>

- ・ 温泉の採取場所でガス濃度を測定し、一定濃度以下である場合 又は
- ・ その他都道府県知事がガスを含まないと認めた場合(ガスを含まないと考えられる地域内にある場合等)

(3) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令(第14条の9)

採取の実施中に技術基準に適合しなくなつた場合は、都道府県知事は、許可の取消し、災害防止措置の命令ができるとしている。

(4) 採取廃止後の措置命令(第14条の8)、緊急措置命令(第14条の10)

採取廃止後2年以内 又は 採取実施中に、災害発生のおそれが生じた場合は、都道府県知事は、措置命令ができるとしている。

3. 土地の掘削に伴う災害の防止(第4条～第9条の2)

都道府県知事による許可の基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加。

<技術基準の内容(環境省令)>

噴出防止装置の設置、周辺の火気使用禁止 等

掘削時においても、2. (3)、(4)と同様の規制を設けることとする。

4. 施行期日、経過措置

○ 公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
→ 平成20年10月1日(2. (2)は平成20年8月1日)

○ 施行の際現に温泉の採取を行っている者については、2. の許可制度の適用は、法の施行後6月を経過した後とする。

→ 平成21年4月1日